

第**47**期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催場所

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1
神戸ファッションプラザ内
神戸ファッション美術館5階
オルビスホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第47期（2025年4月1日～2026年3月31日）定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当期は、当社の成長施策の一つであるM&Aを6件実行いたしました。中でも、福岡県北九州市で最終処分場を運営する株式会社スカラベサクレの連結子会社化は、当社の業績に大きく寄与するものと期待しております。また、国内最大の市場である関東エリアでのシェア拡大に向けて、東京都の株式会社要興業を持分法適用関連会社化いたしました。引き続き、シナジー効果の最大化に取り組むとともに、さらなるM&Aを通じた事業エリアの拡大に注力してまいります。

その他、当社御坊リサイクルセンターの第2期最終処分場の供用開始、連結子会社のDINS関西株式会社のプラスチック再資源化施設の稼働開始、兵庫県相生市との公民連携事業における施設建設の許可取得など、成長に向けた取組みも順調に進めることができました。

これもひとえに、株主の皆さまをはじめとした全てのステークホルダーの皆さまからのご支援の賜物であり、あらためて心より御礼申し上げます。

また、本総会では、経営の持続性を確保しつつ次世代の経営体制への移行を図るために、代表取締役の異動を伴う取締役の選任をお願いしております。

昨年新たに始動した中期経営計画「D-Plan2028」の達成に向けて、廃棄物処理・資源循環を通じて、決して止めることのできない重要な社会インフラを担う企業として最も強みとする地域社会との関わりをより深めることで、社会的価値と当社グループの価値の最大化を進めてまいります。

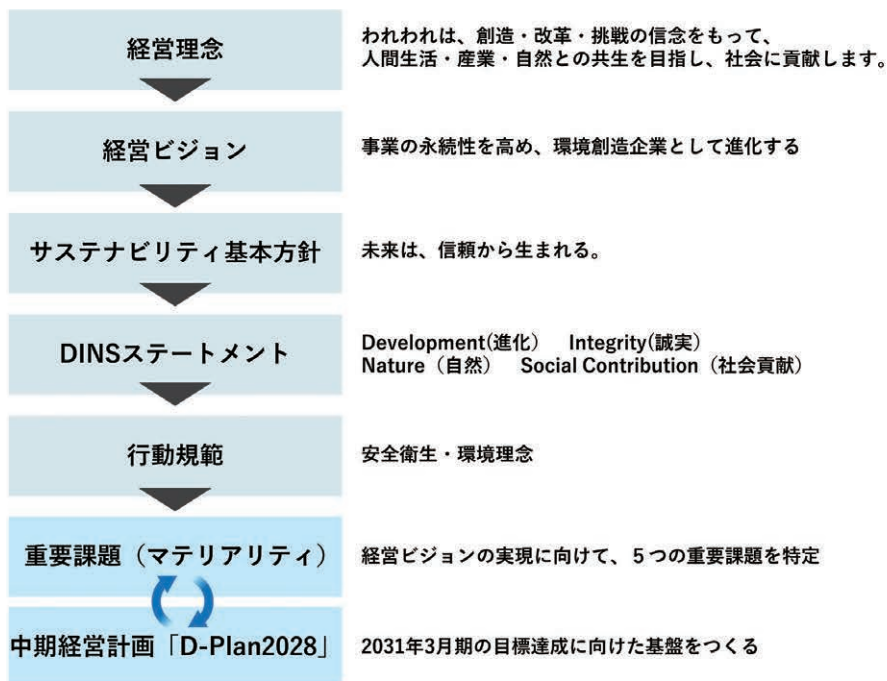
引き続き、株主の皆さまからのご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役会長兼社長

金子 文雄



大栄環境グループの理念体系



DINS Roots (創業の原点)

～未来は、信頼から生まれる。～

大栄環境グループの事業の中心である廃棄物処理は、なによりもまず、お客様と地域の皆さまからの「信頼」がなくては成り立たないものです。1979年の創業から、持続可能な循環型社会の実現をひたむきに目指してきた私たちにとって、持続的な「信頼」を構築することこそが、サステナブルな未来へのスタートライン。その想いは、これまでもこれからも決して変わることはありません。

株主各位

証券コード 9336
2026年6月9日

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役会長兼社長 **金子 文雄**

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.dinsgr.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大栄環境」又は「コード」に当社証券コード「9336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力の上、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1 神戸ファッションプラザ内 神戸ファッション美術館5階 オルビスホール <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所等」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 節電の取組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

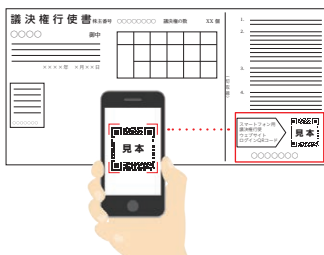
行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

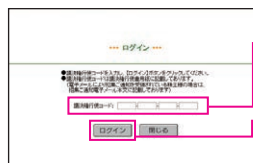
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

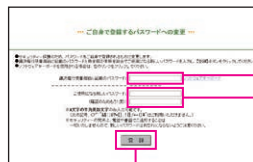
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを考えております。また、利益還元の機会を充実させるため、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、連結配当性向は33%以上を維持しつつ、持続的かつ安定的な配当のために累進配当を導入するとともに、将来的に利益の拡大に合わせて株主還元強化を図り、連結配当性向を40%に引き上げることを目標としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 28円50銭 配当総額 2,845,745,121円 なお、中間配当金（1株につき24円50銭）を含めました年間配当金は、1株につき53円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「取締役」といいます。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	かね こ 金子 文雄	代表取締役会長兼社長	再任
2	しも だ 下田 守彦	副社長執行役員	新任
3	おお た 大田 成幸	取締役	再任
4	むら かみ 村上 知子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村上知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村上知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、村上知子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、村上知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、村上知子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、金子文雄氏、大田成幸氏及び村上知子氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、下田守彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

かね こ ふみ お
金子 文雄

(1956年10月17日生)

所有する当社の株式数 51,800株
取締役在任年数 35年
取締役会出席状況 25/25回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 有限会社大栄衛生（現：株式会社大栄衛生）入社
1983年 9月 三重中央開発株式会社 取締役
1986年 6月 同社監査役
1991年 5月 当社取締役
1994年 3月 当社常務取締役
2002年 3月 当社取締役副社長
2002年 3月 三重中央開発株式会社 取締役副社長
2004年 5月 当社代表取締役副社長
2004年 5月 三重中央開発株式会社 代表取締役副社長
2007年 4月 同社代表取締役社長
2007年 4月 当社代表取締役社長
2023年 9月 一般社団法人資源循環推進協議会 理事（現任）
2024年 3月 アイナックフットボールクラブ株式会社 代表取締役会長
2024年 6月 当社代表取締役 社長執行役員
2024年 9月 アイナックフットボールクラブ株式会社 代表取締役会長兼社長（現任）
2025年 11月 株式会社スカラベサクレ 代表取締役社長
2026年 4月 当社代表取締役会長兼社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人資源循環推進協議会 理事

取締役候補者とした理由

金子文雄氏は、1979年10月の当社設立時より、当社の運営、経営を担い、当社をはじめ、当社グループ各社の取締役を歴任してまいりました。2007年4月からは当社代表取締役社長として、強いリーダーシップで長年にわたり当社グループ全体を牽引し、企業価値を高めてきた実績と豊富な経験を有しております。今後も優れた経営手腕と強いリーダーシップにより企業価値を向上させていくことが期待でき、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

しも だ もり ひこ
下田 守彦

(1969年6月25日生)

所有する当社の株式数 17,850株
取締役在任年数 -
取締役会出席状況 -



新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1996年 2月 清和工業株式会社入社
1997年 1月 株式会社理工社入社
1999年 5月 当社入社
2016年 9月 当社執行役員社長室長
2018年 6月 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
(現：公益社団法人大阪府産業資源循環協会) 理事 (現任)
2023年 4月 当社執行役員総合政策本部長
2025年 6月 一般社団法人SusPla 理事 (現任)
2025年11月 株式会社スカラベサクレ 取締役
2026年 4月 当社副社長執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 理事
一般社団法人SusPla 理事

取締役候補者とした理由

下田守彦氏は、当社の執行役員社長室長、執行役員総合政策本部長、当社グループ各社の取締役等を経て、2026年4月より当社副社長執行役員に就任しております。同氏は、開発案件等を通じて培った広範な知見を活かし、グループの経営計画策定や新規事業の推進において重要な役割を果たしてまいりました。また、IR責任者として投資家との強固な信頼関係を構築するなど、豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

3

おお た なり ゆき
大田 成幸
(1954年9月14日生)

所有する当社の株式数 51,300株
取締役在任年数 19年
取締役会出席状況 25/25回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 8月 架裕建設有限会社設立 取締役
1996年 3月 健裕開発株式会社（現：三重中央開発株式会社）入社
2002年 5月 三重中央開発株式会社 取締役兼副事業部長
2007年 4月 当社常務取締役兼事業本部長
2007年 4月 三重中央開発株式会社 常務取締役兼事業本部長
2011年 4月 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事（現任）
2013年 4月 当社常務取締役
2013年 4月 三重中央開発株式会社 常務取締役
2016年 2月 一般社団法人日本災害対応システムズ 理事（現任）
2021年 6月 当社専務取締役 事業・技術担当
2022年 6月 一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事（現任）
2023年 6月 DINS関西株式会社 取締役
2024年 6月 当社取締役 専務執行役員（事業・技術担当）
2026年 4月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事
一般社団法人日本災害対応システムズ 理事
一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事

取締役候補者とした理由

大田成幸氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事しております。2007年4月の当社取締役就任以降は、事業本部長等を歴任しており、2021年6月からは、事業・技術部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

4

むら かみ とも こ
村上 知子

(1970年12月23日生)

所有する当社の株式数 5,600株
社外取締役在任年数 5年
取締役会出席状況 25/25回



再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 弁護士登録
2005年10月 石井義人法律事務所入所
2008年11月 むらた・ふたば法律特許事務所入所
2011年4月 関西学院大学法学部 非常勤講師 (ビジネス法担当)
2013年5月 アーカス総合法律事務所設立 パートナー (現任)
2017年4月 国家戦略特区関西圏雇用労働相談センター
(有限責任監査法人トーマツ) 委託機関相談員
2017年11月 公益財団法人大阪産業局 (内部通報窓口) 委託機関相談員 (現任)
2019年4月 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員 (現任)
2021年4月 大阪海区漁業調整委員会 委員 (現任)
2021年6月 医療法人社団せんだん会 監事 (現任)
2021年6月 当社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

アーカス総合法律事務所 パートナー
大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員
大阪海区漁業調整委員会 委員

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村上知子氏は、弁護士として法律に関する高い専門性を有するとともに、長く企業法務に関与した経験から豊富な専門的知見を有しており、独立性を確保した立場から当社の経営に有用な意見をいただいております。
かかる実績も踏まえ、外部の客観的視点からコーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。
なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見・経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みねもり 峯森 あきら 章	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	むらい 村井 かずまさ 一雅	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	きたじま 北嶋 のりこ 紀子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井一雅氏及び北嶋紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村井一雅氏及び北嶋紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、村井一雅氏及び北嶋紀子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、村井一雅氏及び北嶋紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、村井一雅氏及び北嶋紀子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

みね もり
峯 森

(1952年8月10日生)

あきら
章

所有する当社の株式数	11,000株
取締役在任年数	2年
取締役会出席状況	25/25回
監査等委員会出席状況	17/17回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行
 1994年10月 同行伏見支店長
 1997年1月 同行深江橋支店長
 1998年10月 同行西宮支店長
 1999年4月 同行西宮法人部長
 2000年4月 株式会社びわこ銀行（現：株式会社関西みらい銀行） 顧問
 2000年6月 同行取締役
 2003年6月 同行常務取締役
 2007年4月 日東薬品工業株式会社 業務管理本部業務管理部長
 2007年5月 同社取締役 業務管理本部長
 2019年6月 当社経営管理本部総務部 顧問
 2020年2月 当社監査役
 2020年2月 三重中央開発株式会社 監査役（現任）
 2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

三重中央開発株式会社 監査役

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

峯森章氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有し、上場会社他において過去に取締役として経営に従事していたことから、経営全般に対する高度な知識と経験を有しており、当社常勤監査等委員として当社をはじめ当社グループ各社のガバナンス強化に努めてまいりました。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を、当社の経営全般に対する監査・監督に活かすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

むら い かず まさ
村 井 一 雅
(1963年12月13日生)

所有する当社の株式数 5,600株
社外取締役在任年数 5年
取締役会出席状況 25/25回
監査等委員会出席状況 17/17回



再 任

社 外

独 立

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 監査法人トーマツ大阪事務所（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
1995年 8 月 公認会計士登録
2006年 8 月 税理士登録
2006年 8 月 村井公認会計士事務所開設 代表（現任）
2007年 5 月 株式会社マネジメント総合研究所設立 代表取締役
2017年 6 月 テクニカル電子株式会社（現：株式会社パーキングソリューションズ）監査役
2019年 5 月 税理士法人村井会計事務所開設 代表社員（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役
2024年 6 月 株式会社日本触媒 社外監査役（現任）
2024年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

村井公認会計士事務所 代表
税理士法人村井会計事務所 代表社員
株式会社日本触媒 社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村井一雅氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計、税務に関する豊富な専門的知見を有しており、当社社外取締役として独立性を確保した立場から、当社の経営に有用な意見をいただいております。

これらの豊富な経験と知見及び独立性を踏まえ、独立した立場から当社の経営全般に対する監査・監督機能を高めることができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士としての専門的知見・経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号

3

きた じま のり こ
北 嶋 紀 子
(1974年10月25日生)

所有する当社の株式数 5,600株
社外取締役在任年数 2年
取締役会出席状況 25/25回
監査等委員会出席状況 17/17回



再 任

社 外

独 立

■ 略歴、当社における地位及び担当

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 井上隆彦法律事務所（現：フェニックス法律事務所）入所
2012年1月 同法律事務所 共同代表（現任）
2015年6月 三京化成株式会社 社外取締役（監査等委員）
2017年3月 ダイトロン株式会社 社外監査役
2021年6月 当社社外監査役
2023年3月 多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年3月 ダイトロン株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年7月 株式会社ロック・フィールド 社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

フェニックス法律事務所 共同代表
ダイトロン株式会社 社外取締役（監査等委員）
多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）
株式会社ロック・フィールド 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

北嶋紀子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的知見を有していることに加え、上場会社において社外取締役及び監査等委員である社外取締役も務めており、当社社外取締役として、独立性を確保した立場から業務執行全般の監査を通じて、当社のガバナンス強化に努めていただいております。

かかる実績も踏まえ、独立した立場から当社の経営全般に対する監査・監督機能を高めることができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見・経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(ご参考) スキルマトリックス

当社の事業は、人々の暮らしや経済活動を支える、決して止めることのできない重要な社会インフラであります。持続可能な循環型社会の実現を目指していくために、各取締役の有する専門的な視点及び高い見識を最大限に活用すべく、期待されるスキルを以下のとおり示しております。

本定時株主総会終了後の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただき、同日開催される当社取締役会決議後の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	法務 コンプライアンス	リスク 管理	財務・会計 税務	技術 施設運営	研究開発	営業 マーケティング	ESG サステナビリティ	人財育成
金子 文雄	代表取締役 会長	●		●	●				●	●
下田 守彦	代表取締役 社長	●			●	●			●	●
大田 成幸	取締役		●	●		●	●	●		
村上 知子	社外取締役		●	●						
峯森 章	取締役 監査等委員	●	●	●	●					
村井 一雅	社外取締役 監査等委員				●				●	
北嶋 紀子	社外取締役 監査等委員		●	●						

(ご参考) 取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

(1) 指名の手続き

取締役（独立社外取締役を除く）の候補者は、国籍、人種、性別にとらわれないものとし、「役員規程」に基づく取締役選任基準に加え、取締役として求められる資質を以下のとおり定めております。取締役の選任・指名にあたっては、以下の基準を踏まえて、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

(2) 取締役の選任基準

- ①当社の企業理念を理解し、実践できること
- ②業務執行部門を超えたグループ経営の視点に立ち、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する客観的判断能力、経営的知識、先見性、洞察力等の資質を持っていること
- ③コーポレート・ガバナンス知識を有し、取締役に求められている資質を有していること
- ④優れた人望、品格、倫理観を有し、心身ともに健康であること
- ⑤全てのステークホルダーに対して誠実に向き合い、調和をとることができること
- ⑥当社従業員（執行役員等）としての過去の実績又は社外において優れた実績を有していること
- ⑦取締役としての職務執行に影響を及ぼす利害関係等を有していないこと

(ご参考) 社外取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

(1) 指名の手続き

社外取締役（以下、「社外役員」という）の選任基準及び独立性判断基準に基づき、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

(2) 社外役員の選任基準

- ①経営、財務・会計、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者
- ②取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- ③社外役員としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり、支障とならない者
- ④社外役員としての職務遂行にあたり、健康上の支障がない者

(3) 社外役員の独立性判断基準

取締役会において当社における社外役員が独立性を有すると認定するには、社外役員のうち一般株主と利益相反の生じるおそれがない者かつ東京証券取引所の以下のaからdまでに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2）のいずれかに該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

(以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という)

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- c. 最近においてa又は前bに該当していた者
- cの2. その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者
 - (a) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - (b) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (a) aから前cの2までに掲げる者
 - (b) 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - (c) 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - (d) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - (e) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
 - (f) 最近において(b)、(c)又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

業績ハイライト			
<p>売上高</p> <p>87,855百万円</p> <p>前年同期比 9.6%</p> <p>増 </p>	<p>営業利益</p> <p>22,189百万円</p> <p>前年同期比 3.0%</p> <p>増 </p>	<p>営業利益率</p> <p>25.3%</p> <p>前年同期比 1.6pt</p> <p>減 </p>	<p>親会社株主に 帰属する当期純利益</p> <p>15,845百万円</p> <p>前年同期比 10.3%</p> <p>増 </p>
<p>EBITDA</p> <p>31,908百万円</p> <p>前年同期比 14.7%</p> <p>増 </p>	<p>EBITDAマージン</p> <p>36.3%</p> <p>前年同期比 1.6pt</p> <p>増 </p>		

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政策金利の引き上げ等に伴う長期金利の上昇に加え、米国の通商政策、日中関係や中東情勢の不安定化等を背景に景気の下振れリスクが高まりました。そのような中、人手不足や原材料・物流コストの上昇が重荷となった一方で、政府による責任ある積極財政政策による成長分野への先見的投資への期待の高まり、堅調な企業業績を背景とした設備投資が下支えとなり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、関西エリアを中心としたインフラ開発案件の継続受注やパートナー企業及び自治体との資源循環システムの高度化に注力してまいりました。また、連結子会社の株式会社共同土木を中心とした関東エリアでの廃棄物の受入強化に加えて、2025年11月に連結子会社化した株式会社スカラベサクレによる九州エリアでの廃棄物の受入拡大が業績に寄与したことで、増収となりました。

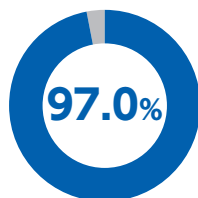
利益面に関しては、減価償却費及び人件費等の増加があった一方で、最終処分場での受入量増加による利益の押し上げ等の結果、増益となり、売上高・営業利益ともに過去最高の業績を達成することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は87,855百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は22,189百万円（前年同期比3.0%増）、経常利益は22,427百万円（前年同期比4.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15,845百万円（前年同期比10.3%増）となりました。また、営業利益率は前年同期と比べて1.6ポイント低下し25.3%、EBITDA（営業利益+減価償却費（営業外費用除く）+のれん償却額）は31,908百万円（前年同期比14.7%増）となり、EBITDAマージン（EBITDA/売上高）は前年同期と比べて1.6ポイント増加し36.3%となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

環境関連事業	売上高	85,248百万円
	セグメント利益	22,477百万円

売上高構成比



「廃棄物処理・資源循環」において、廃棄物受入量は2,353千トン（前年同期比7.1%増）となりました。関東エリアに加えて、株式会社スカラベサクレの連結子会社化に伴う九州エリアでの廃棄物の受入拡大等によるものであり、その結果、増収を確保しております。

「土壌浄化」において、汚染土壌受入量は464千トン（前年同期比38.2%増）となりました。汚染土壌処理案件の新規受注に加えて、難処理土壌の受注に注力したことにより、増収となりました。

「施設建設・運営管理」において、2025年1月に連結子会社化した株式会社海成による解体工事受注増により増収となりました。

利益面においては、最終処分場における減価償却費の増加、人員増及び待遇改善による人件費の増加に加え、解体工事受注に伴う外注費増加や関東エリアでの処理後廃棄物の運搬費増加等の様々な利益押し下げ要因があった一方で、関東エリアに加えて、2025年11月に連結子会社化した株式会社スカラベサクレによる九州エリアにおける最終処分場での廃棄物の受入拡大等による利益押し上げ効果が上回り、増益となりました。

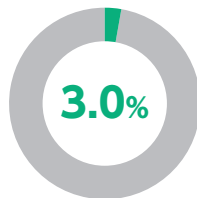
この結果、売上高は85,248百万円（前年同期比10.0%増）、セグメント利益は22,477百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

その他

売上高
セグメント損失

2,606百万円
208百万円

売上高構成比



売上高に関しては、「アルミペレット」において、2025年8月に修繕工事実施により製造ラインを休止したことで、減収となりました。

利益面に関しては、上記の押し下げ要因等により、前年同期に続きセグメント損失となりました。

この結果、売上高は2,606百万円（前年同期比3.1%減）、セグメント損失は208百万円（前年同期はセグメント損失225百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は18,153百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- 環境関連事業 当社御坊リサイクルセンター
第2期管理型最終処分場（和歌山県御坊市）
DINS関西株式会社
プラスチック再資源化施設（大阪府堺市）

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- 環境関連事業 当社西宮リサイクルセンター
西宮エネルギープラザ（兵庫県西宮市）
相生エコサービス株式会社
相生地域エネルギーセンター（兵庫県相生市）

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。



御坊リサイクルセンター
第2期管理型最終処分場

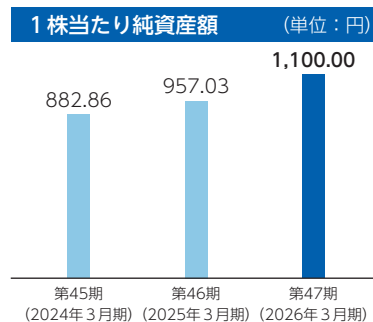
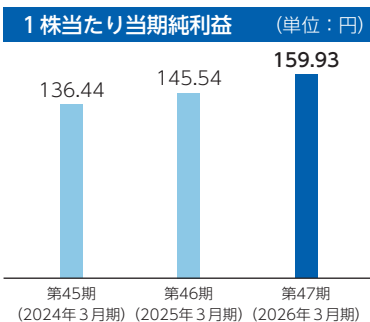
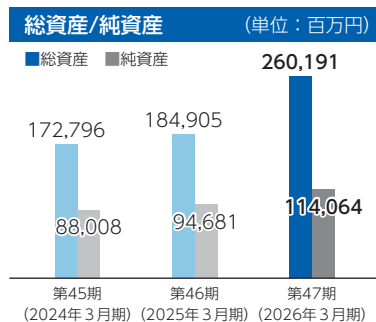
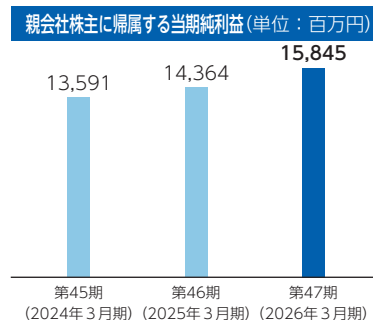
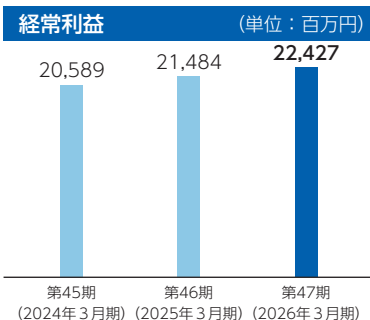
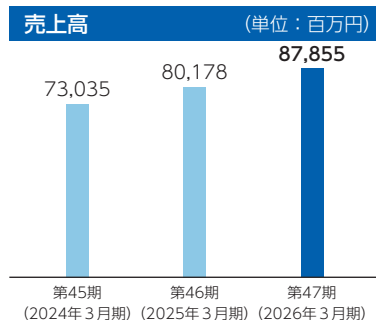
③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、経常的な資金調達のほか、株式会社スカラベサクレの株式取得に関連する資金として、金融機関より長期借入金として45,800百万円の調達を実施いたしました。

④ 重要な組織再編等の状況

「(3) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(2) 財産及び損益の状況



① 企業集団の財産及び損益の状況

		第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	67,658	73,035	80,178	87,855
営業利益	(百万円)	16,623	19,714	21,548	22,189
経常利益	(百万円)	16,702	20,589	21,484	22,427
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,494	13,591	14,364	15,845
1株当たり当期純利益	(円)	112.04	136.44	145.54	159.93
総資産	(百万円)	163,615	172,796	184,905	260,191
純資産	(百万円)	78,969	88,008	94,681	114,064
1株当たり純資産額	(円)	785.71	882.86	957.03	1,100.00

② 当社の財産及び損益の状況

		第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)	第47期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	33,767	35,116	36,452	37,777
営業利益	(百万円)	9,583	7,913	8,027	8,062
経常利益	(百万円)	12,347	11,678	11,970	11,711
当期純利益	(百万円)	9,090	9,012	8,799	9,198
1株当たり当期純利益	(円)	97.06	90.47	89.16	92.84
総資産	(百万円)	133,513	136,989	143,340	199,178
純資産	(百万円)	59,719	64,046	64,965	73,997
1株当たり純資産額	(円)	597.83	645.79	659.53	741.09

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(環境関連事業)			
三重中央開発株式会社	108	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化、コンサルティング、エネルギー創造
DINS関西株式会社	90	100.0	廃棄物処理・資源循環、エネルギー創造
株式会社共同土木	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
栄和リサイクル株式会社	30	100.0	廃棄物処理・資源循環、施設建設・運営管理
株式会社ジオレ・ジャパン	100	86.1	土壌浄化
株式会社セーフティアイランド	100	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化
株式会社摂津清運	60	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社海成	20	100.0	施設建設・運営管理
京都かんきょう株式会社	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社神戸ポートリサイクル	85	82.5	廃棄物処理・資源循環
大栄アメット株式会社	100	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社摂津	10	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社クリエイトナビ	30	100.0	人材派遣及び人材紹介
株式会社総合農林	100	100.0	森林保全
有限会社クリーンテック名張	8	100.0	廃棄物処理・資源循環
肥前環境株式会社	10	70.0	廃棄物処理・資源循環
宮古島エコサービス株式会社	100	100.0	廃棄物処理・資源循環
京都エコサービス株式会社	10	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社要興業	827	27.8	廃棄物処理・資源循環
株式会社スカラベサクレ	110	80.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社コウキ	41	82.3	施設建設・運営管理
(その他)			
アイナックフットボールクラブ株式会社	100	100.0	スポーツ地域振興

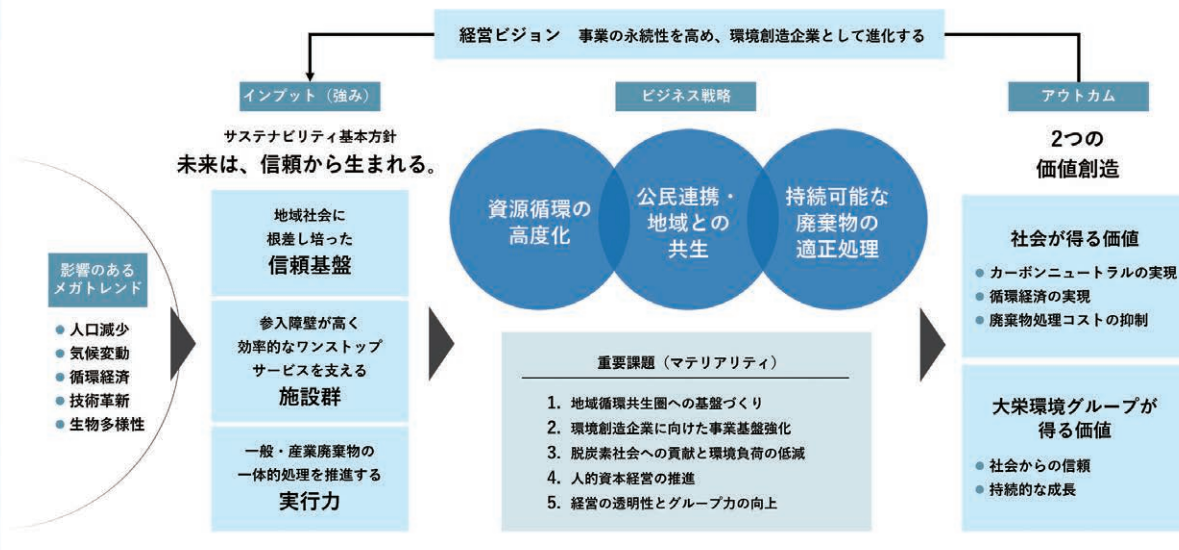
- (注) 1. 2025年4月1日に有限会社クリーンテック名張の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2025年4月15日に肥前環境株式会社の一部株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2025年5月1日に宮古島エコサービス株式会社を設立いたしました。
4. 2025年5月30日に株式会社Wood Life Companyの全株式を取得し、同社を連結子会社とするとともに、京都エコサービス株式会社に商号変更いたしました。
5. 2025年10月30日に株式会社要興業の一部株式を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。
6. 2025年11月26日に株式会社スカラベサクレの一部株式を取得し、各社を連結子会社といたしました。
7. 2026年1月1日に株式会社コウキの一部株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、人口減少、気候変動、循環経済、技術革新、生物多様性のメガトレンドに対して、廃棄物処理・資源循環の分野で取り組んでいく必要があります。当社グループの属する廃棄物処理・資源循環業界は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されて50年以上経過し、循環経済や脱炭素が求められる社会情勢の中で、廃棄物処理や資源循環のあり方を問い直すべき時期にあります。このような状況のもと、当社グループは、廃棄物処理・資源循環業界が「動脈企業に対して高品質な原材料を供給」するとともに、「一般廃棄物と産業廃棄物を一体的に処理する体制を構築」すべきであると考えており、そのけん引役として取り組むことが、当社グループのみならず社会に対する価値創造に繋がると考えております。

当社グループは、このように廃棄物処理や資源循環のあり方を変え、経営ビジョンを実現していくために、5つの重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。課題解決に向けて、決して止めることのできない重要な社会インフラを担う企業として、最も強みとする地域社会との関わりをより深め、「資源循環の高度化」、「公民連携・地域との共生」、「持続可能な廃棄物の適正処理」といった3つのビジネス戦略を進めております。

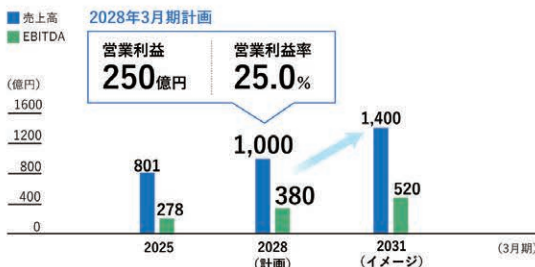
価値創造プロセス



当社グループは、2025年5月に、5つの重要課題の解決に向けて3つのビジネス戦略を実行するための具体的な計画として、2028年3月期までの3か年の中期経営計画「D-Plan2028」（以下、「D-Plan2028」という。）を策定いたしました。D-Plan2028は、2031年3月期までの6か年計画のうち前半3年間という位置づけであり、2031年3月期の目指す姿に向けて、オーガニック成長やM&Aによって事業規模や事業エリアを拡大しつつ、成長投資を継続してまいります。

中期経営計画「D-Plan 2028」サマリー

売上高・EBITDAの中期目標



キャッシュアロケーション

項目	金額	成長投資
手元資金 + 借入	900億円 + α (26/3期 638億円)	M&A 550億円 + α (26/3期 474億円)
3か年の営業CF累積	850億円	成長領域への投資 360億円
		維持更新投資 140億円
		借入の返済 540億円
		株主還元 160億円 + α

● 戦略の概要

成長施策	2028年3月期より収益貢献	2031年3月期に向けた施策
成長施策	資源循環システムの高度化	動脈市場への供給拡大を通じた再資源化事業の収益拡大 最終処分場の価値最大化 (容量当たりの売上高最大化)
	自治体との関係深化	取引自治体との取引範囲を拡充 取引エリアを全国規模へ拡大
	M&Aによる事業エリアの拡大	シナジー (受入量拡大) が見込める案件を積極的に実行
成長施策	焼却等熱処理施設能力の拡大	施設能力4,000t/日に向けて5件のプラント着工
	最終処分場の年間埋立計画量と残容量拡大	年間埋立量の拡大に向けて新規エリアでのM&Aを推進 既存エリアでの新增設計画を推進
	公民連携事業 (PPP) の推進	累計7件 協定締結
経営基盤強化施策	人的資本経営推進	従業員エンゲージメント最大化
	グループ経営力向上	ガバナンス・リスク管理体制の更なる強化

当社グループは、2031年3月期の目指す姿に向けて、上図に示す6つの成長施策と2つの経営基盤強化施策に取り組んでおります。

■ 成長施策

1. D-Plan2028より収益貢献する施策

① 資源循環システムの高度化

- ・ 動脈市場への供給量拡大を通じた再資源化事業の収益拡大

国内のカーボンニュートラルを実現するためには循環経済への転換が不可欠です。当社グループは、

再資源化品の品質を向上させつつ、動脈市場への供給量拡大を進めております。特に動脈市場から最も供給を求められる廃プラスチックに関しては、「iCEP PLASTICS」という動静脈連携によるサービスを通じて再生原料としての供給量拡大に注力しております。2026年4月に新たに稼働開始したプラスチック高度化施設を含む当社グループの再資源化施設を最大限活用することで、更なる供給量拡大を図ってまいります。

・最終処分場の価値最大化

資源化可能物や有機性廃棄物の埋立削減を進めております。加えて、焼却灰や埋設廃棄物など比重の大きいものを中心とした高付加価値物の受注に注力しております。今後も高付加価値物の受入割合を高め、最終処分場における容量あたりの売上高の最大化を図ってまいります。

②自治体との関係深化

当社グループの2026年3月期中の取引自治体数は前年同期比25自治体増加し、512自治体となりました。取引自治体の多くは関西・中部エリアに集中しておりますが、ワンストップサービスの提供により、取引自治体数の増加及び取引自治体との取引範囲のさらなる拡大を進めることで、売上高に占める自治体との取引額割合の拡大を図ってまいります。

③M&Aによる事業エリアの拡大

当社は、2026年3月期において6件のM&Aを実行することができました。2025年11月に連結子会社化した株式会社スカラベサクレは、九州エリアにおける初の事業拠点として、事業エリアの拡大及び最終処分場の年間埋立計画量と残容量の拡大に貢献しております。また、同年10月に持分法適用関連会社化した株式会社要興業は、東京都を主な事業エリアとしていることから、自治体との取引拡大及び関東エリアでのシェア拡大に寄与するものと考えております。これら2件の大型M&Aは、D-Plan2028の目標達成に大きく寄与するものと考えており、今後も引き続き、各エリアでワンストップサービスを提供できる体制を整え、事業エリアの拡大及び受入量拡大を図ってまいります。

2. 2031年3月期に向けた施策

①焼却等熱処理施設能力の拡大

2026年3月に、公民連携事業を進めている相生市において、連結子会社の相生エコサービス株式会社が廃棄物処理施設設置許可を取得いたしました。これは、2031年3月期末までに当社グループの処理能力を4,000t/日まで高めることに繋がる取組みの一環であります。引き続き、新施設稼働に向けた許認可手続き及び施設設置工事を計画的に進めてまいります。

②最終処分場の年間埋立計画量と残容量拡大

・年間埋立量拡大に向けて新規エリアでのM&Aを推進

株式会社スカラベサイクルや肥前環境株式会社の連結子会社化に加えて、2026年4月に福島県にある最終処分場を譲受いたしました。これらは2031年3月期末に当社グループとして15,000千m³以上の残容量を確保すること及びエリア拡大に繋がる取組みであり、年間埋立計画量を1,250千m³から拡大することに寄与するものと考えております。今後も引き続き、積極的なM&Aを通じて最終処分場の年間埋立計画量と残容量拡大を図ってまいります。

・既存エリアでの新增設計画の推進

2025年10月、当社御坊リサイクルセンターの第2期管理型最終処分場を供用開始いたしました。加えて、既存リサイクルセンターでの最終処分場の新增設計画も着実に推進してまいります。

③公民連携事業（PPP）の推進

2026年3月、連結子会社の相生エコサービス株式会社は、相生市において焼却等熱処理施設の廃棄物処理施設建設の許可を取得しました。これは、当社が公民連携協定を締結している3エリアで初の許可取得であり、2029年4月の稼働開始に向けて建設を進めてまいります。当社グループは一般廃棄物と産業廃棄物を一体的に処理することを目指し、民間が整備する廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を進めております。今後も公民連携協定締結済みの3エリアでの早期稼働開始及びその他のエリアでの公民連携協定の締結を推進してまいります。

■経営基盤強化施策

①人的資本経営推進

当社グループは、「多様な人財の採用と確保」、「スキル向上とキャリア開発」、「従業員エンゲージメントの向上」、「業務プロセスの効率化」を最重要課題と位置づけ、採用チャネルの多角化、社内外の研修プログラムの拡充及びエンゲージメントサーベイなどを活用した環境改善等の各施策を推進しております。急速な人口減少、人財獲得競争の激化、働き方改革への対応及び業務の高度化といった社会的な課題に直面する中、当社グループはこれらの課題解決を通じて、人的資本の価値を最大限に高めてまいります。

②グループ経営力向上

購買システムの導入による承認プロセスの透明性向上や、連結子会社化した子会社への規程導入及びコンプライアンス教育の実施などガバナンス体制の強化に注力しております。加えて、取締役会の実効性向上、指名・報酬諮問委員会を通じた役員の指名・報酬手続きの透明性の向上、労働安全衛生の向上及び情報セキュリティの強化など経営基盤の強化を推進しております。今後においては、新役員体制移行後の経営基盤確立とその検証など引き続きガバナンス体制の強化を図ってまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	360,000,000株
② 発行済株式の総数	99,892,900株
③ 株主数	4,847名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ウイングトワ株式会社	61,399	61.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,853	5.86
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	2,649	2.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,625	2.63
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,419	2.42
CEPLIX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,620	1.62
大栄環境従業員持株会	1,588	1.59
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,386	1.39
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,253	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,072	1.07

(注) 持株比率は自己株式（42,194株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	当社普通株式 4,500株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	当社普通株式 500株	1名
監査等委員である取締役	当社普通株式 2,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2)⑤ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	金子 文雄	一般社団法人資源循環推進協議会 理事
取締役 専務執行役員 (事業・技術担当)	大田 成幸	DINS関西株式会社 取締役 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事 一般社団法人日本災害対応システムズ 理事 一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事
取締役営業本部長 常務執行役員 (営業担当)	大仲 一正	—
取締役	村上 知子	アーカス総合法律事務所 パートナー 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員 大阪海区漁業調整委員会 委員
取締役 (常勤監査等委員)	峯森 章	三重中央開発株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表 税理士法人村井会計事務所 代表社員 株式会社日本触媒 社外監査役
取締役 (監査等委員)	北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表 ダイトロン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ロック・フィールド 社外取締役

- (注) 1. 取締役村上知子氏並びに取締役 (監査等委員) 村井一雅氏及び北嶋紀子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 峯森章氏及び取締役 (監査等委員) 村井一雅氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (常勤監査等委員) 峯森章氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しております。
 - ・取締役 (監査等委員) 村井一雅氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、峯森章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役村上知子氏、村井一雅氏及び北嶋紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2026年4月1日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏名	異動前		異動後	
	地位	担当	地位	担当
金子 文雄	代表取締役 社長執行役員	—	代表取締役会長兼社長	—
大田 成幸	取締役 専務執行役員	事業・技術担当	取締役	—
大仲 一正	取締役営業本部長 常務執行役員	営業担当	取締役	—

6. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
取締役（監査等委員）北嶋紀子氏は、2025年7月25日付で株式会社ロック・フィールドの社外取締役に就任いたしました。
7. 当事業年度末日後の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
取締役大田成幸氏は、2026年6月8日付でDINS関西株式会社の取締役を任期満了により退任いたしました。

(ご参考)

当社では、意思決定と業務執行の分離による迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。
2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	金子 文雄	—
専務執行役員	大田 成幸	事業・技術担当
常務執行役員	大仲 一正	営業本部長 営業担当
執行役員	下田 守彦	総合政策本部長 総合政策担当
執行役員	出射 邦彦	社長付 社長特命担当
執行役員	鱈部 仁	経営管理本部長 経営管理担当
執行役員	下地 弘章	事業本部長 事業副担当
執行役員	田中 厚夫	三木事業所長 三木事業所運営担当
執行役員	平井 俊文	三重中央開発株式会社代表取締役 三重中央開発株式会社経営全般担当

地位	氏名	担当
執行役員	森田 憲一	三重中央開発株式会社取締役 三重中央開発株式会社開発業務担当
執行役員	下地 正勝	DINS関西株式会社代表取締役 DINS関西株式会社経営全般担当
執行役員	石川 光一	株式会社ジオレ・ジャパン取締役 株式会社ジオレ・ジャパン営業担当
執行役員	大塚 健護	経営管理副本部長兼総務部長 経営管理副担当
執行役員	釘宮 新一	経営管理副本部長兼経理部長 経営管理副担当
執行役員	中村 龍男	関東本部長兼株式会社共同土木代表取締役 関東エリア事業担当
執行役員	濱嶋 弘之	営業副本部長 営業副担当
執行役員	山田 眞	技術部長 技術副担当
執行役員	前山 泰彦	三重中央開発株式会社取締役三重事業所長 三重中央開発株式会社運営担当

(注) 1. 2025年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏名	異動前		異動後	
	地位	担当	地位	担当
釘宮 新一	—	経営管理副本部長兼経理部長	執行役員	経営管理副本部長兼総務部長 経営管理副担当
大塚 健護	—	経営管理副本部長兼総務部長	執行役員	経営管理副本部長兼総務部長 経営管理副担当
山田 眞	—	技術部長	執行役員	技術部長 技術副担当
濱嶋 弘之	—	営業副本部長	執行役員	営業副本部長 営業副担当
前山 泰彦	—	三重中央開発株式会社取締役三重事業所長	執行役員	三重中央開発株式会社取締役三重事業所長 三重中央開発株式会社運営担当
中村 龍男	—	株式会社共同土木代表取締役	執行役員	株式会社共同土木代表取締役 関東エリア事業担当

(注)2. 2025年10月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏名	異動前		異動後	
	地位	担当	地位	担当
中村 龍男	執行役員	株式会社共同土木代表取締役 関東エリア事業担当	執行役員	関東本部長兼株式会社共同土木代表取締役 関東エリア事業担当

(注)3. 2026年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏名	異動前		異動後	
	地位	担当	地位	担当
金子 文雄	社長執行役員	—	—	—
大田 成幸	専務執行役員	事業・技術担当	—	—
大仲 一正	常務執行役員	営業本部長 営業担当	—	—
下田 守彦	執行役員	総合政策本部長 総合政策担当	副社長執行役員	—
出射 邦彦	執行役員	社長付 社長特命担当	専務執行役員	会長特命担当
鰐部 仁	執行役員	経営管理本部長 経営管理担当	専務執行役員	子会社管理担当
下地 弘章	執行役員	事業本部長 事業副担当	専務執行役員	事業担当
田中 厚夫	執行役員	三木事業所長 三木事業所運営担当	—	株式会社スカラベサクレ代表取締役
平井 俊文	執行役員	三重中央開発株式会社代表取締役 三重中央開発株式会社経営全般担当	—	三重中央開発株式会社代表取締役
森田 憲一	執行役員	三重中央開発株式会社取締役 三重中央開発株式会社開発業務担当	—	三重中央開発株式会社専務取締役
下地 正勝	執行役員	DINS関西株式会社代表取締役 DINS関西株式会社経営全般担当	—	DINS関西株式会社代表取締役
石川 光一	執行役員	株式会社ジオレ・ジャパン取締役 株式会社ジオレ・ジャパン営業担当	—	株式会社ジオレ・ジャパン取締役
釘宮 新一	執行役員	経営管理副本部長兼経理部長 経営管理副担当	常務執行役員	経営管理本部長兼経理部長 経営管理担当
大塚 健護	執行役員	経営管理副本部長兼総務部長 経営管理副担当	常務執行役員	総合政策本部長 総合政策担当
山田 眞	執行役員	技術部長 技術副担当	常務執行役員	技術部長 技術担当
濱嶋 弘之	執行役員	営業副本部長 営業副担当	常務執行役員	営業本部長 営業担当
前山 泰彦	執行役員	三重中央開発株式会社取締役三重事業所長 三重中央開発株式会社運営担当	常務執行役員	三重中央開発株式会社常務取締役三重事業所長 三重中央開発株式会社運営担当

氏名	異動前		異動後	
	地位	担当	地位	担当
中村 龍男	執行役員	関東本部長兼株式会社共同土木代表取締役 関東エリア事業担当	常務執行役員	関東本部長兼株式会社共同土木代表取締役 関東エリア事業担当
山口 渉	—	事業副本部長兼事業部長	常務執行役員	事業本部長兼事業部長 事業副担当
久保 昭典	—	営業本部関西営業部長	執行役員	営業副本部長兼関西営業部長 営業副担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役金子文雄氏、大田成幸氏、大仲一正氏、村上知子氏及び監査等委員である取締役峯森章氏、村井一雅氏、北嶋紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己もしくは第三者の不正な利益を図る場合、当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合、その職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより損害賠償を請求された場合、情報提供、報告を怠った又は遅延した場合には、補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する①役員、②管理職従業員、③従業員（不当な行為に起因するものに限る）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、生じた損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容と取締役会で決議された決定方針との整合性を吟味し、指名・報酬諮問委員会からの答申を尊重のうえ、決議しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績の反映及び株主と価値を共有する観点から、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は「役員報酬規程」に基づき、取締役の役職、職責等に応じて定める固定報酬とし、業績及び社会情勢等を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。固定報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。なお、監査等委員である取締役の固定報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

c. 譲渡制限付株式報酬の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は「役員報酬規程」に基づき、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として支給する。譲渡制限付株式報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。なお、監査等委員である取締役の譲渡制限付株式報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の具体的な内容

譲渡制限付株式に関する報酬等は、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を採用し、取締役会があらかじめ定める、基本割当株式数及び原則として1事業年度（以下、「業績評価期間」）における当社グループの企業活動の成果を直接的に表す連結営業利益の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、譲渡制限付株式を割り当てる。

連結営業利益	割当株式数
前期比5%未満増加	1.0倍
前期比5%以上増加	1.5倍
前期比10%以上増加	2.0倍

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	129 (7)	114 (5)	13 (-)	1 (1)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	30 (14)	24 (11)	- (-)	6 (3)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	159 (21)	138 (17)	13 (-)	7 (4)	7 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当連結会計年度における費用計上額を記載しております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、当事業年度に支給した業績連動報酬等の算定に係る前事業年度の連結営業利益は21,548百万円であります。当該指標を選択した理由は、当該指標が当社グループの企業活動の成果を直接的に表す適切な指標であるとの判断から選択したものであります。当社の業績連動報酬は、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を採用し、取締役会があらかじめ定める、基本割当株式数及び原則として1事業年度 (以下、「業績評価期間」) における当社グループの企業活動の成果を直接的に表す連結営業利益の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、譲渡制限付株式を割り当てることとしており、当事業年度に支給した業績連動報酬等の算定に係る前事業年度の連結営業利益は、その前事業年度の連結営業利益から5%以上増加したことから、基本割当株式数の1.5倍の譲渡制限付株式を割り当てております。
4. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、年額320百万円以内 (うち、社外取締役年額30百万円以内) と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、4名 (うち、社外取締役は1名) です。
また、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年40,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。
加えて、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、社外取締役 (監査等委員である社外

取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額16百万円以内、対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年10,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、1名です。2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額46百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、監査等委員である取締役に對して譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額32百万円以内、対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年20,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位及び氏名	重要な兼職先の状況	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 村上 知子	アークス総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。
	大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員	特別な関係はありません。
	大阪海区漁業調整委員会 委員	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員) 村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
	税理士法人村井会計事務所 代表社員	特別な関係はありません。
	株式会社日本触媒 社外監査役	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。
社外取締役 (監査等委員) 北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表	特別な関係はありません。
	ダイトロン株式会社 社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
	多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。
	株式会社ロック・フィールド 社外取締役	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満、支払額は同社売上高の0.1%未満となっております。

(注) 社外取締役村上知子氏、社外取締役(監査等委員)村井一雅氏及び社外取締役(監査等委員)北嶋紀子氏は、それぞれ当社の株式5,600株を保有しておりますが、当社と各取締役との間には、それ以外の人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 村上 知子	<p>当事業年度に開催された取締役会25回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 村井 一雅	<p>当事業年度に開催された取締役会25回、監査等委員会17回それぞれ全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 北嶋 紀子	<p>当事業年度に開催された取締役会25回、監査等委員会17回それぞれ全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを考えております。また、利益還元の機会を充実させるため、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、連結配当性向は33%以上を維持しつつ、持続的かつ安定的な配当のために累進配当を導入するとともに、将来的に利益の拡大に合わせて株主還元の強化を図り、連結配当性向を40%に引き上げることを目標としております。内部留保資金につきましては、保有設備の処理能力の向上や合理化のための設備投資、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資等に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり28円50銭とさせていただく予定であり、中間配当金1株当たり24円50銭と合わせた年間配当金は1株当たり53円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	75,055
現金及び預金	52,298
受取手形	366
売掛金	13,896
有価証券	3,488
製品	217
仕掛品	491
原材料及び貯蔵品	705
その他	3,606
貸倒引当金	△14
固定資産	185,136
有形固定資産	121,771
建物及び構築物	30,246
機械装置及び運搬具	26,245
最終処分場	20,552
土地	22,773
建設仮勘定	19,784
その他	2,169
無形固定資産	37,508
のれん	37,047
その他	460
投資その他の資産	25,856
投資有価証券	13,913
退職給付に係る資産	276
繰延税金資産	1,236
その他	11,063
貸倒引当金	△634
資産合計	260,191

科目	金額
負債の部	
流動負債	34,784
買掛金	4,117
短期借入金	80
1年内償還予定の社債	510
1年内返済予定の長期借入金	18,198
未払法人税等	4,657
賞与引当金	1,243
資産除去債務	305
解体撤去引当金	240
その他	5,431
固定負債	111,343
社債	375
長期借入金	96,463
繰延税金負債	5,358
退職給付に係る負債	502
資産除去債務	7,480
その他	1,162
負債合計	146,127
純資産の部	
株主資本	108,135
資本金	5,907
資本剰余金	14,035
利益剰余金	88,353
自己株式	△161
その他の包括利益累計額	1,697
その他有価証券評価差額金	1,246
退職給付に係る調整累計額	451
非支配株主持分	4,232
純資産合計	114,064
負債純資産合計	260,191

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		87,855
売上原価		49,900
売上総利益		37,954
販売費及び一般管理費		15,765
営業利益		22,189
営業外収益		
受取利息	247	
受取配当金	96	
持分法による投資利益	94	
為替差益	399	
受取賃貸料	308	
物品売却収入	181	
その他	346	1,675
営業外費用		
支払利息	781	
株式交付費償却	102	
賃貸費用	317	
物品売却費用	158	
その他	77	1,436
経常利益		22,427
特別利益		
固定資産売却益	32	
固定資産受贈益	214	
投資有価証券売却益	1,268	
補助金収入	1,318	2,834
特別損失		
固定資産売却損	18	
固定資産除却損	153	
固定資産圧縮損	1,316	
減損損失	310	
段階取得に係る差損	13	
解体撤去引当金繰入額	240	2,052
税金等調整前当期純利益		23,208
法人税、住民税及び事業税	7,679	
法人税等調整額	△657	7,021
当期純利益		16,187
非支配株主に帰属する当期純利益		341
親会社株主に帰属する当期純利益		15,845

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	38,207
現金及び預金	23,429
受取手形	208
売掛金	8,154
有価証券	3,488
製品	115
原材料及び貯蔵品	182
その他	2,630
貸倒引当金	△2
固定資産	160,971
有形固定資産	47,275
建物	11,513
構築物	2,300
機械装置	14,030
最終処分場	5,127
土地	8,424
建設仮勘定	4,509
その他	1,368
無形固定資産	387
ソフトウェア	325
その他	61
投資その他の資産	113,308
投資有価証券	3,605
関係会社株式	68,893
関係会社長期貸付金	36,876
繰延税金資産	310
差入保証金	4,203
その他	2,282
貸倒引当金	△2,864
資産合計	199,178

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,630
買掛金	2,707
1年内償還予定の社債	510
1年内返済予定の長期借入金	17,668
未払法人税等	1,278
賞与引当金	679
その他	1,786
固定負債	100,549
社債	375
長期借入金	95,292
退職給付引当金	293
資産除去債務	4,005
その他	583
負債合計	125,180
純資産の部	
株主資本	72,853
資本金	5,907
資本剰余金	7,180
資本準備金	5,817
その他資本剰余金	1,363
利益剰余金	59,915
利益準備金	22
その他利益剰余金	59,892
特定災害防止準備金	2,065
固定資産圧縮積立金	213
別途積立金	56
繰越利益剰余金	57,557
自己株式	△150
評価・換算差額等	1,144
その他有価証券評価差額金	1,144
純資産合計	73,997
負債純資産合計	199,178

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		37,777
売上原価		19,789
売上総利益		17,987
販売費及び一般管理費		9,924
営業利益		8,062
営業外収益		
受取利息	523	
受取配当金	4,437	
受取賃貸料	594	
その他	559	6,115
営業外費用		
支払利息	765	
株式交付費償却	102	
賃貸費用	358	
貸倒引当金繰入額	1,225	
その他	14	2,466
経常利益		11,711
特別利益		
固定資産売却益	3	
補助金収入	98	
投資有価証券売却益	492	
固定資産受贈益	214	810
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	121	
固定資産圧縮損	97	
関係会社株式評価損	626	844
税引前当期純利益		11,677
法人税、住民税及び事業税	2,484	
法人税等調整額	△6	2,478
当期純利益		9,198

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

大栄環境株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 田邊 太郎

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 廣田 拓爾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大栄環境株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大栄環境株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

大栄環境株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 太郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 拓爾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大栄環境株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法令・定款遵守、個別リスクの未然防止、内部統制システムの整備・運用状況を重点監査項目として設定し、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

大栄環境株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 峯森 章 (印)

監査等委員（社外） 村井 一雅 (印)

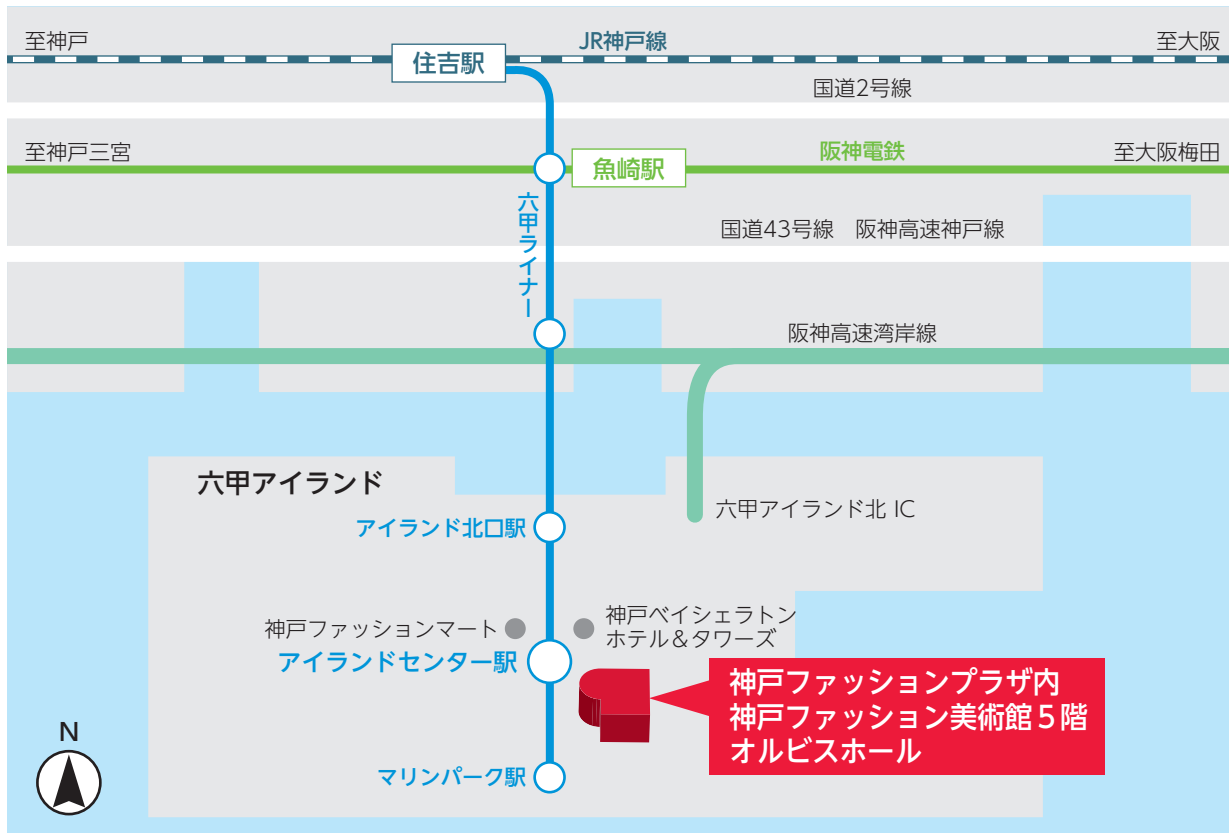
監査等委員（社外） 北嶋 紀子 (印)

(注) 監査等委員村井一雅及び北嶋紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1
神戸ファッションプラザ内
神戸ファッション美術館5階 オルビスホール
TEL：078-858-0055



六甲ライナー「アイランドセンター」駅 東出口 徒歩約2分



※お車でのご越しの際は、美術館地下の神戸ファッションプラザ駐車場をご利用ください（有料）。

大栄環境グループ【公式】 X



UD FONT